

## 定期券購入者に対する「休日100円サービス」導入について（報告）

岩手県北自動車株式会社

導入目的	休日（土日祝日）のバス利用者増加を目指す。 また、特に広域路線において高校生の通学定期券の利用者を増やしたい。
実施概要	定期券（全券種）所有者とその家族を対象に、土日祝日は運賃100円（小人は50円）で南部バス全路線を利用できるサービス。 通学定期券においては、販売区間を自宅最寄停留所から学校最寄停留所としていることから、その区間を厳格化したうえで、定期券所有者に対してサービスを実施する。
実施日	平成30年4月1日（実施日時点で通用の定期券も適用する）
対象期間	土曜日、日祝日、お盆（8/13～8/16）、年末年始（12/29～1/3）
対象者	定期券所有者と同伴する同居の家族 ※人数は制限しない ※交通部発行の共通定期券所持者は「共通乗車区間内」のみ適用
対象路線	南部バスの全路線 但し、高速バス、フェリーシャトルバス、各自治体コミュニティバス、特別運行便（イベント等の臨時便）は除く
対象定期券	通勤定期券、特殊定期券（持参人式）、通学定期券 ※それぞれ片道、端数を含む
適用運賃	1乗車100円 （小人50円、現金支払のみ、障がい者割引等はなし） ※定期券所持者本人は、区間外を1乗車100円で利用できるほか、通しで券面区間を乗越して乗車する場合は乗越運賃分が100円となる。

以上の内容について、別紙の通り東北運輸局へ届出する旨ご報告いたします。

29 岩県北南第 号  
平成29年 月 日

東北運輸局長 尾 関 良 夫 殿

岩手県盛岡市厨川一丁目17-18  
岩手県北自動車株式会社  
代表取締役社長 松 本 順

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃を設定したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届出いたします。

## 記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

岩手県盛岡市厨川一丁目17-18

岩手県北自動車株式会社

代表取締役社長 松本 順

2. 設定しようとする運賃（料金）の上限を適用する路線

南部バス全路線

但し、高速バス、シルバーフェリーシャトルバス、各自治体コミュニティバス及び特別運行便（イベント等の臨時便）は除く

3. 設定しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法

運賃 特殊普通旅客運賃（休日100円サービス）

額 大人100円 小人50円

適用方法

- ・定期券（全券種）所持者及び同伴する同居の家族は1乗車あたり上記の運賃とする。
- ・定期券所持者本人が券面区間を乗越して乗車する場合は、乗越運賃分を上記の運賃とする。
- ・小児運賃は、小学生以下（12歳以下）の者に適用する。
- ・旅客運賃の割引（身体障がい者、児童福祉法の適用を受ける者、知的障がい者、精神障がい者）はしない。
- ・運賃の支払は現金のみとし、回数券は取扱しない。

4. 適用する期間又は区間等その他の条件

- ・適用期間は、土曜日、日曜祝日、8/13～8/16、12/29～1/3のみとする。
- ・同居の家族は2親等以内とする。（両親、祖父母、配偶者、兄弟姉妹、子供、孫）
- ・定期券による共通乗車において、八戸市交通部発行の共通定期券所持者については「共通乗車区間内」に限り適用する。

5. 実施日

平成30年4月1日より